

与謝野町立のだがわこども園運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年与謝野町条例第19号）に基づき、与謝野町立のだがわこども園（以下「当園」という。）の運営に関する重要事項その他必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園に入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への適正な教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 0歳児から5歳児までの異年齢集団の中で生活や遊びを通して、直接的で具体的な体験を積み重ね、人とのかかわる力や思考力、感性や表現力などを育み、人間として、生きていくための基礎を培うことを大切にする。

(提供する教育・保育、子育て支援の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児が充実した生活を展開できるよう全体的な計画を作成して教育・保育を提供する。

2 子育て家庭を対象に、子育ての悩みや不安に対応した相談活動や、親子の集いの場を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。なお、職員の人数は、適正に教育・保育ができる人数とする。

- (1) 園長 園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- (3) 指導保育教諭 園児の教育・保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- (4) 保育教諭 園児の教育・保育をつかさどる。
- (5) 調理員 献立に基づく調理業務及び食育に関する指導等を行う。
- (6) 事務職員・用務員 当園の事務及び雑務を行う。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育を行う日)

第7条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年始休日（1月2日及び1月3日）
- (3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 前2項の規定に関わらず、1号認定児の教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとし、かつ、次の期間は除くものとする。

- (1) 学年始休業期間 4月1日から4月3日まで
- (2) 夏季休業期間 7月21日から8月26日まで
- (3) 冬季休業期間 12月25日から1月7日まで
- (4) 学年末休業期間 3月29日から3月31日まで

4 前3項の規定にかかわらず、当園は、教育・保育の提供を行う上で必要がある、又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前2項に規定する休業日又は日曜日に教育・保育を提供することがある。

5 前各項の規定にかかわらず、園長は、1号認定児に限り、必要に応じ教育・保育を提供する日を変更することができる。

6 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがある。

(教育・保育の提供を行う時間)

第8条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間は、午前9時から午後2時までとする。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前8時から午後7時までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時から午後4時までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担額その他の費用等)

第9条 当園の教育・保育等の提供に係る利用者負担額は、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成27年与謝野町条例第14号）及び与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例施行規則（平成27年与謝野町規則第10号）の規定に基づき徴収する。

2 前項のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについては別途徴収できるものとする。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次の表のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	3人	3人	3人	9人
2号・3号	9人	18人	21人	21人	21人	21人	111人
合計	9人	18人	21人	24人	24人	24人	120人

(選考基準)

第11条 当園への入園について優先的に選考される子どもは、与謝野町保育の利用調整の基準に関する要綱のとおりとする。

(利用の開始及び終了)

第12条 当園は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用を申込みする保護者に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 当園は、次の場合には、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定児又は2号認定児が小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(退園、休園及び転園に関する事項)

第13条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携

をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることがある。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 当園は、教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者に連絡をし、園医又は当該園児の主治医等へ連絡をとるなど必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。